

## 運営補助金 スポット支援員補助費について

### 《概要》

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員を配置し、**安全な保育体制の強化**に要する費用の一部を補助する。

補助金額	月額 45,000 円（上限※） ※上記補助金額と実際に支出した人件費を比較して、低い方の額を補助
対象職種	無資格保育者、保育教諭等
備考	○保育支援者補助費との兼務は不可です。 ○充当時間及びその時間にかかる人件費が区別できる場合は、他の加算や補助項目との兼務可（専任項目は除く）です。 ○充当職員の勤務時間について、必要時間数の定めはありません。 ○会計年度終了後、実績を確認後に支払います。

### 《留意事項》

スポット支援員の配置にあたって、留意いただきたい事項をまとめています。要件を満たしているかをご確認いただきますよう、お願いします。

- ☑ スポット支援員としての従事内容は、安全な保育体制の強化のためのものになっている。

スポット支援員は、安全な保育体制の強化を目的とした補助です。  
従事内容が目的に沿っていない場合、スポット支援員補助費の対象外です。

- ☑ 兼務する場合、スポット支援員としての従事時間、人件費が分かるようになっている。

補助額は、補助上限額と実際に支出した人件費を比較して、低い方の額になるため、スポット支援員としての従事時間、人件費が区別できない場合は、兼務不可です。

- ☑ 配置ファイルのスポット支援員の従事時間は、実際にスポット支援員として従事した時間を入力している。

スポット支援員は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置することを想定したものです。  
提出された配置ファイルで、終日（施設の開所から閉園までの時間）、スポット支援員として従事しているような時間数の入力になっているケース等、実際のスポット支援員としての従事時間数になっていないケースがありましたので、入力の際はご注意ください。